

## 仕様書

## 1 件名

上野「文化の杜」クラスター事業に関するデジタルギャラリー作成、およびコミュニケーションプラットフォーム構築・運用業務委託

## 2 履行期間

契約締結日の翌日から 2019 年 3 月 31 日まで

## 3 目的

文化庁及び上野文化の杜新構想実行委員会では、上野地域の文化財の魅力発信、地域振興、観光振興、ユニークベニユーの促進など、美術館・博物館等を中核とした関係機関との連携による文化クラスター創出に向けた地域文化資源の一体的整備に取り組んでいる。その際、国内外からの来訪者に向けて、上野地域の情報を効果的かつ効率的に発信していくことが不可欠である。

そこで、上野地域の情報を集約し一体的に発信するコミュニケーションプラットフォームを構築し、集客増加と滞留時間増大による活性化を目指していく。

※「上野地域」とは、上野恩賜公園・東京藝術大学を中心とする文化エリア、アメ横を中心とする商業エリア、谷中・根津・千駄木エリア、およびその周辺エリアを合わせた地域のことをいう。

## 4 委託内容

## (1) デジタルギャラリーの作成

ア 上野地域の美術館・博物館等文化施設に展示される作品を音声ナレーションを用いて解説する、デジタルデータを作成すること。なお、作成にあたっては下記①～③の内容を満たすこと。

イ デジタルデータの納品形態に関しては、業務開始後に委託者との協議により決定する。

ウ 2019 年 1 月中旬を目途に作成を完了すること。(但し、具体的なスケジュールは、業務開始後に委託者との協議により決定する。)

## ① 作品数

(ア) 2018 年度は、国立西洋美術館に常設展示される作品 10 作品以上、および東京国立博物館に常設展示される作品 10 作品以上を作成すること。(具体的な作品名に関しては、業務開始後に委託者との協議により決定する。)

## ② 多言語対応

(ア) 日本語、英語、中国語、韓国語を中心とした表記をすること。

また、多言語化にあたっては、専門知識を有する経験豊かな翻訳者によっ

て、母語とする外国人が理解しやすい内容になるようにすること。

(2) コミュニケーションプラットフォーム構築と運用

- ア スマートフォンやタブレットなどのデジタルデバイスを持つ上野地域への来訪者や、上野地域の在勤・在住・在学者が利用できるように、下記①～③の内容を満たしたコミュニケーションプラットフォーム（Web サイト・アプリ等）を構築し、運用すること。
- イ 常に最新の情報が掲載されるように更新すること。
- ウ 2019年1月下旬を目途に運用開始すること（但し、具体的なスケジュールは、業務開始後に委託者との協議により決定する。）

① 機能

- (ア) 上野地域の美術館・博物館等の情報発信・閲覧機能
- (イ) 上野地域の商業施設等の情報発信・閲覧機能
- (ウ) その他上野地域の魅力向上や利用者の利便性向上に資する機能

② コミュニケーションプラットフォームに掲載する情報

- (ア) 上野地域の美術館・博物館等の概要、デジタルギャラリー
- (イ) 上野地域の商業施設等の概要、各種店舗情報
- (ウ) 各種地図情報
- (エ) 各種イベント等の情報
- (オ) その他、利用者の利便性向上や上野地域の魅力向上に資する情報

③ 多言語対応

- (ア) 日本語、英語、中国語、韓国語を中心とした表記をすること。  
(但し多言語対応する範囲は業務開始後に委託者と協議の上で決定する。)

(3) 来訪者の利便性が向上する施策

- ア 上記4.(1)、4.(2)をふまえ、上野地域への国内外からの来訪者の利便性が向上するようなその他の施策を提案、実施すること。

(4) 効果およびニーズ検証

- ア コミュニケーションプラットフォームの解析、上野地域来訪者や関係者へのヒアリング調査等を実施し、コミュニケーションプラットフォームの機能や情報に関する効果やニーズ等を検証すること。

(5) 継続的な運用、および他地域への転用へ向けた検討

- ア 効果およびニーズ検証をふまえ、上野地域の魅力や利用者の利便性が常に向上していく継続的な運用ができるモデルを検討すること。
- イ 本プラットフォームを上野以外の他地域へ転用できるモデルを検討すること。

(6) 実施報告結果

- ア 受託者は、全ての工程終了後に、全体をまとめた報告書を作成して提出すること。  
報告書の書式、内容等の詳細は、業務委託後に委託者と協議の上で決定する。

5 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策に関しては、以下の点に留意すること。

- (1) コンピュータウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対応、OS及びCMSのアップデート実施などの情報セキュリティ対策を実施すること。また、既知の脆弱性への対応を実施するとともに、新たな脆弱性が発見された場合は、迅速に対応すること。
- (2) 情報セキュリティにあたっては、ISO27001（ISMS）など情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していること。また、必要に応じて、取得している情報セキュリティマニュアルを開示できること。
- (3) 個人情報をはじめとするセキュリティ対策について、具体的な対応方法を示し、万全を期したものとすること。

6 著作権

著作権対策に関しては、以下の点に留意すること。

- (1) 本件委託においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて委託者に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料及びプログラム等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (5) 上記（1）、（2）、（3）及び（4）の規定は、8.により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) 但し、上記（1）（2）（3）（4）（5）においても使用する映像、イラスト、写真、その他資料及びプログラム等に、既存の著作権やその他知的財産権等が存在する場合は、作業開始前に別途協議のうえ、決定するものとする。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

7 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に再委託させてはならない。ただし、事前に委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施に当たっての実施内容及び作業工程に示した業務実施計画書、その他委託者が指示する書類を作成し、委託者の承認を得るものとする。
- (2) 本業務を遂行するに当たり委託者と受託者は、必要に応じて協議を実施する。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とするときは、あらかじめ委託者と協議の上、了承を得ること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、受託者と委託者が協議の上、定めるものとする。

以上